お知らせ

令和4年度、本校におけるいじめ認知件数は20件でした。

今年度も下記の視点からいじめ防止対策を進めてまいります。

- 1 学校の組織力の強化
- 2 教職員の意識改革と指導力・対応力の向上
- 3 相談しやすい体制
- 4 保護者との連携
- 5 自殺予防

※新潟東高校は、保護者・生徒と連携に基づくいじめ対策を推進します!

新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針

令和2年12月25日に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が公布され、「いじめ及びいじめ類似行為」について以下の囲みのとおり定義されたこと等を踏まえるとともに、令和3年7月30日に「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂されたことに伴い、本基本方針を改訂します。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍 している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与え る行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童 等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を 与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を 知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(注) 蓋然性=ある程度確かな見込があること。

※以下、「いじめ及びいじめ類似行為」を「いじめ等」と表記し、追加・訂正箇所については斜字及び下線で示します。令和4年3月1日付一部改訂部分は太字で示します。

本校では、全ての教職員が、「いじめ等はどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめ等のない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ等の防止対策のための組織として、「いじめ等対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめ等の起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、 所轄の警察署等の関係機関に通報し、支援を求めます。

本基本方針には、「新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ等の未然防止・早期発見及びいじめ等の認知時の**組織的な対応の中核となる組織として複数の教職員に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等による構成される**「いじめ等対策委員会」を組織し、様々な教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ等を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通

理解を図るとともに具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ等の未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめ等を許さない心」や「いじめ等を起こさない力」を育成し、いじめ等に発展するかもしれない 日常のトラブルの解決が図れるよう指導を実践します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「居場所づくり」・「絆づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめ等のない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ等を助長したりすることがないよう教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について 指導します。

3 いじめ等の早期発見に向けて

- いじめ等は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人 が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめ等の疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日ごろから生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめ等を相談しやすい体制を整えます。
- 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

4 いじめ等の早期解決に向けて

- *いじめ等を受けている生徒*を徹底的に守り通します。
- *いじめ等を受けている生徒*やその保護者の立場に立って対応します。
- いじめ等の疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易 に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- <u>いじめ等を行っている生徒</u>については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、 二度と<u>いじめ等を行うことの</u>ないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめ等の解決に向け取り組めるようにします。
- いじめ等を見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめ等は絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめ等を認知した生徒が安心して伝えられる学校(環境)づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、<u>いじめ等を受けた生徒</u>、<u>いじめ等を行った生徒</u>の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ等対策委員会
 - ① いじめ等の未然防止・早期発見のための、いじめ等の未然防止・早期発見に係る「いじめ等対策委員会」を組織する。

ア 委員

<u>校長、教頭、いじめ対策推進教員、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭</u> 学年主任、特別支援コーディネーター及びスクールカウンセラー

※必要に応じて別表の者を委員として加える

イ 実施する取組

- (ア) 未然防止対策
 - ・いじめ等の未然防止に向けての全体指導計画の立案及びその実施状況の把握と改善
 - ・校内研修会の企画・立案
 - 要配慮生徒への支援方法の決定
- (イ) 早期発見対策
 - ・「学校生活等についてのアンケート」の毎学期の実施とその結果の分析・共有
 - ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有
- ウ 取組の改善

本委員会において、「新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針」を始めとしたいじめ等の問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

② いじめ等が起きたとき、あるいはいじめ等の疑いがある事案が発生したときの対応のため の、いじめ等の認知時の対応に係る「いじめ等対策委員会」を組織する。

ア委員

<u>校長、教頭、いじめ対策推進教員、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭</u> 学年主任、特別支援コーディネーター及びスクールカウンセラー

※必要に応じて別表の者を委員として加える

- イ 実施する取組
 - (ア)調査方法、分担等の決定
 - 目的の明確化
 - ・ 行動の優先順位の決定
 - ・関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・緊急アンケートの実施
 - ・保護者への連絡(複数の教員で、丁寧に対応する)
 - ・県教育委員会への報告
 - 関係機関への連絡(必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等)

- (イ) 指導方針の決定、指導体制の確立
 - ・学校、学年、学級への指導・支援
 - ・いじめ等を受けた生徒、いじめ等を行った生徒への指導、支援
 - ・観衆、傍観していた生徒等への指導、支援
 - ・保護者との連携
 - ・県教育委員会との連携
 - ・関係機関との連携

(ウ) 校内研修

- ・すべての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの防止等対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。
- ・いじめ等及び要配慮生徒への支援に関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回 以上実施するとともに、保護者と連携した研修会を実施する。
- ・保護者と連携した研修会において、<u>いじめ等の対策について学校と保護者との役割</u> 確認や共通理解、協力体制 の維持に努める。

2 いじめ等の未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめ等の問題への取組をPDCAサイクル(当初の計画と実際の対応の 反省と評価を行い、問題点があれば次回に生かす)で行い、毎学期「取組評価アンケート」を 実施することにより、取組について検証し、速やかに改善を図る。

(2) いじめ等の起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめ等のない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

- ① 学級づくり及び学習指導の充実
 - ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学 びに向かう集団づくりに努める。
 - イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮 した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ② 道徳教育の充実
 - ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育 を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒 の道徳性を育成する。
 - イ 「生きるV」等を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人として よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ③ 特別活動の充実
 - ア 特別活動の特質である望ましい集団活動をとおして、人間関係を築く力を育てる。
 - イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる

ため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

- ウ 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加をとおして、校内でいじめ等の根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。
- ④ 人権が守られた学校づくりの推進
 - ア 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面をと おして指導する。
 - イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ等を助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、生徒への指導に細心の注意を払う。
 - ウ いじめ等をさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、 自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
 - ⑤ 保護者・地域との連携
 - ア PTA総会等において、保護者に「新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針」 について周知し、いじめ等の問題について保護者と認識を共有し連携を深める。
 - イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「新潟県立新潟東高等学校いじ め等防止基本方針」を周知する。
 - ウ いじめ等に対する認識を共有するため、保護者と連携した研修会を実施する。
 - エ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめ等の問題への取組」について随 時検証し、改善を図る。
 - ⑥ 生徒自身による働きかけ
 - ア 自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、互いを尊重するよう努める。
 - イ 生徒会活動を通した意識啓発活動を積極的に推進する。
 - ウ あらゆる機会を通して命の大切さなどを訴える。
- (3) 指導上の留意点
 - ① 「いじめ等を受ける側にも問題がある」という認識や発言はしない。
 - ② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。
- (4) ネットいじめ等への対応
 - ① 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を制限する。
 - ② 教科情報、家庭科、LHR等を活用し、生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と<u>インターネットを通じて送信される情報の特性(危険性等)</u>をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) などインターネットを介した他人への 誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
 - ③ 警察や行政と連携し、インターネット等の利用についての研修会(講演会)を実施し、ネットいじめ等の抑止を図る。

3 いじめ等の早期発見に向けて

- (1) 早期発見のための認識
 - ① 些細な兆候であっても、いじめ等ではないかと疑いをもって早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめ等を軽視したり隠したりすることなく、いじめ等を積極的に認知する。
 - ② 日ごろから、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を 見逃さないようにする。
- (2) 早期発見のための手立て
 - ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して 学校生活を送れるように配慮する。
 - ② 学年を中心に、随時、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - ③ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を随時実施する。
 - ④ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。
 - ⑤ 生徒が安心していじめ等を訴えられるように、「学校生活等についてのアンケート」を工 夫し、毎学期実施する。
 - ⑥ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
 - ⑦ 生徒、保護者にいじめ等の相談・通報窓口を周知するとともに、相談しやすい体制を整 える。
 - ⑧ 「こころとからだの健康相談」を効果的に活用する。
- 4 いじめ等(又はいじめ等が疑われる)事案が発生した場合の対応(別紙 フロー図参照)

5 いじめ等の早期解決に向けて

- (1) 早期解決のための認識
 - ① <u>いじめ等を受けた生徒</u>や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - ② <u>いじめ等を行った生徒</u>に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめ等は絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 早期解決のための対応

いじめ等対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、 事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受 けるなどにより、外部専門家とも連携を図る。

- (3) 生徒・保護者への支援
 - ① <u>いじめ等を受けている生徒</u>の保護者及び<u>いじめ等を行っている生徒</u>の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめ等の事案に係る情報を共有する。
 - ② 双方の保護者に対し、いじめ等の早期解決のための協力を依頼する。
 - ③ いじめ等が解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
 - ④ いじめ等を解決する方法については、いじめ等を受けた生徒及び保護者の意向を踏まえ、

十分話し合った上で決定する。

- ⑤ <u>いじめ等を行った生徒</u>が抱える問題など、いじめ等の背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめ等を起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ <u>いじめ等を行った生徒</u>が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力 して指導・援助に当たる。
- (4) いじめ等が起きた集団(観衆・傍観していた生徒)への働きかけ
 - ① いじめ等の問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめ等は絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - ② はやし立てたりする行為は、いじめ等を助長するものであり、いじめ等と同様であることを指導する。
 - ③ いじめ等を止めさせることはできなくても、<u>いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、</u>傍観することなく学校の教職員、保護者その他の 関係者に相談する勇気を持つように伝える。
- (5) ネットいじめ等への対応
 - ① ネットいじめ等を発見した(情報を受けた)場合には、いじめ等対策委員会を中心に情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめ等に関わる情報の削除等を求める。
 - ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 警察との連携

いじめ等が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

- (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて
 - ① <u>いじめ等を受けた生徒</u>に対する心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低3か月続くまで見守りを続ける。
 - ② *いじめ等を受けた生徒*が心身の苦痛を感じていないことを随時面談等で確認する。
 - ③ 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

6 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめ等の対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の

協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ等対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) <u>いじめ等を受けた生徒</u>やその保護者及び<u>いじめ等を行った生徒</u>やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時、適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時、適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ等対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

平成29年4月1日一部改訂 平成30年10月4日一部改訂 平成31年4月1日一部改訂 令和3年1月7日一部改訂 令和4年3月1日一部改訂

※いじめ等対策委員会に必要に応じて加える対象

①その他関係職員

当該生徒の学級担任、部活動顧問等

②外部専門家

新潟県教育庁生徒指導課 支援・相談班 いじめ対策室

東区警察署 生活安全課

新潟市東区健康福祉課 保護係

新潟県精神保健福祉センター

新潟県庁福祉保健部障害福祉課内 新潟県ひきこもり地域支援センター

③保護者代表

PTA会長

PTA副会